



令和8年度 杉並区中小企業等 デジタル化推進事業助成金

区内中小企業等の業務効率化や生産性向上を図るため、業務のデジタル化に係る経費の一部を助成する事業を実施します。



自社ホームページや
ECサイトの構築



会計管理や在庫管理
等のソフト購入



勤怠管理や物流管理等
のシステム構築委託



システム導入に向けた
コンサルタント等委託

助成率

2/3 (小規模企業は**3/4**)

※規模の定義は次ページを参照してください

助成上限額

50万円

申請期間

令和8年6月1日から10月30日まで

※予算に達し次第受付を終了します

詳細は、区公式HPをご覧ください。

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s121/news/25089.html>



助成対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者等であること。
(本助成事業では、医業や金融・保険業、NPO法人、財団法人、社団法人、公益法人、農業も対象とします。)
- 中小企業基本法に基づく中小企業者・小規模企業者の定義

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、農業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下	5人以下

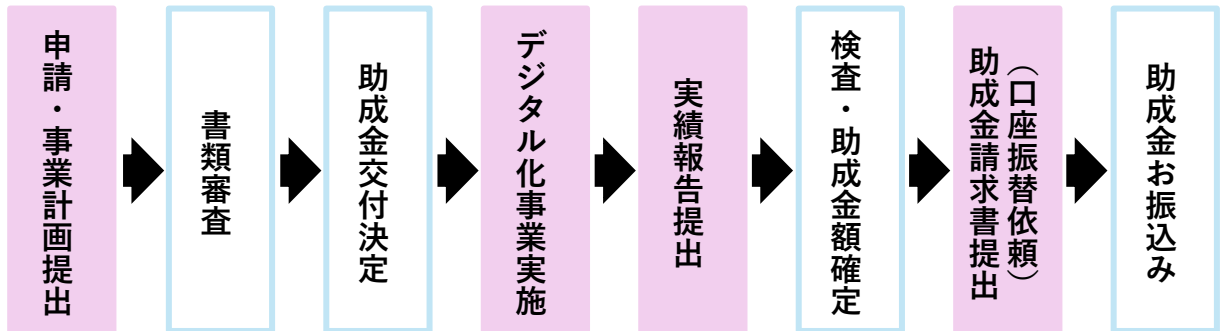
- (2) 区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ、区内で事業を1年以上営んでいること。(ただし、暴力団、暴力団員等又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者、納付すべき住民税及び事業税に滞納又は未申告がある者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者、宗教活動又は政治活動を目的とする者を除く。)

専門家(アドバイザー)の派遣

デジタル化を進めたいが良い方法がわからない、デジタル化導入に向けた事業計画作りをフォローしてほしいといった場合など、必要に応じて、専門知識を有する中小企業診断士等のアドバイザー派遣を無料で受けることができます。

アドバイザー派遣のご依頼は、お問合せ先までご連絡ください。

申請から助成金交付までの流れ



塗りつぶし部分が申請される事業者が行う部分となります。

申請方法

①オンライン申請

右の二次元コード及び以下のWebサイトから申請ができます。
URL : <https://logoform.jp/form/Y4gR/1427114>



オンライン申請が
便利

②郵送申請

提出先へ封書で申請書類を同封の上、郵送してください。
郵送料は申請者のご負担となります。

③窓口(持込)申請

上記宛先まで直接、申請書類をお持込みください(受付時間：平日8時30分から17時まで)。



申請に必要なもの

No.	申請に必要な書類等
1	助成申請書（様式第1号）
2	事業計画書（様式第2号）
3	デジタル化にかかる経費の見積書
4	身分証明書（マイナンバーカード又は運転免許証）の写し
5	事業を行っていることがわかるもの （個人事業主は開業届の写し又は直近の確定申告書（第一表）の写し、法人は履歴事項全部証明書の写し）
6	代表者が区外在住の場合は、住民税の納税証明書（最新のもの）の写し

No.	デジタル化事業実施後に必要な書類等
1	事業実績報告書（様式第8号）
2	デジタル化の経費を支払ったことが確認できるもの（領収書や支払明細の写し等）
3	助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第10号）
4	助成金の振込口座がわかるものの写し（通帳やキャッシュカードのコピー）

※ その他に書類の提出が必要となる場合がございます。

※ 上記の書類を提出いただいた場合でも、事業を行っていることが認められない場合は助成金を支給することができない場合があります。

助成対象となるもの

新規にデジタル化を行うもの又は**既存システムの入替えなどの新規要素を含んだデジタル化のために必要なもの**で、次のいずれかに該当する経費とします。ただし、その経費について国・都・区等が実施する他の補助金や助成制度を受けていないこと。

- (1) ソフトウェア等購入費（会計管理や在庫管理、物流管理等、自社の事業経営に関するシステムなどのデジタル化のために必要なもの）
- (2) ハードウェア等購入費（上記（1）の導入の際に必要なサーバー機器やネットワーク機器など）
- (3) 業務効率化のためのソフトウェアが内蔵されたシステム機器の購入費
- (4) システムを構築するための業務委託費等（上記（1）及び（2）の導入のほか、デジタル化を推進するためのシステム構築に必要なもの）
- (5) ホームページやECサイト、オンデマンドサービス等の制作にかかる業務委託費等
- (6) デジタル技術の導入に当たり、専門家から技術指導を受ける場合にかかる人件費又は業務委託費等
- (7) その他、上記（1）～（6）に類するもので、区が認めたもの

助成対象外となる場合の例

- 文書作成に関するソフトウェア（Word、Excel、PowerPoint など）
- 既に導入済みのソフトウェアなどに係る経費
- ソフトウェアなどのバージョンアップ
- 既存システムの保守やメンテナンス経費
- 新規システム・ソフトウェアと連動しないハードウェア（パソコン・スマートフォン等）汎用機器のみの購入

Q&A

質問Q	回答A
申請からどのくらいの期間で助成金を受け取ることができますか。	区の審査を経て、デジタル化実施後に助成金の請求をいただいてから3～4週間程度で入金します。
申請後にデジタル化の完了が次年度になっても構わないですか。	令和9年3月31日（令和8年度末）までにデジタル化が完了し支払までが確認できなければ助成対象となりません。
申請前に購入したものは対象になりますか。	対象外です。交付決定通知がお手元に届いた後に購入したものが対象です。
私用で使用するものと兼用するものは対象になりますか。	対象外です。
オンライン申請をする場合は、提出する書類等はどのように添付すればいいですか。	PDFか写真を撮って添付していただくことで申請が可能です。
自社ソフトやアプリの開発経費も対象となりますか。	自社ソフトやアプリの開発経費など、生産性向上につながるものであれば対象です。
複数法人を運営している人は、法人ごとに申請ができますか。	申請は1事業者（同一個人事業主又は同一法人）につき1回限りです。
複数のソフトウェアやそれに必要な機器を合計して申請できますか。	1回にまとめて申請していただければ申請可能です。
支店が区内にある場合はまとめて申請できますか。	まとめて一回で申請いただければ申請可能です。ただし、1事業者の合計負担額に助成率を乗じて、助成上限額50万円までの支給となります。（支店ごとに50万円上限ではありません。）
区外にある支店で使用・設置するものは対象になりますか。	対象外です。
新たに導入したソフトウェアの月額利用料は対象になりますか。	新規に導入するソフトウェアの月額利用料やサーバーの月額利用料は助成決定から年度末まで助成対象です。
デジタル化を伴わないコンサルティングを受けた場合でも対象になりますか。	いいえ、デジタル化を伴うコンサルティングが対象です。
新たにキャッシュレス決済システムと機器を導入したいが対象になりますか。	システム利用料や機器は助成対象となりますが、決済手数料は助成対象外です。

お問合せ先・提出先

☎ 03-5347-9077(直通)

受付時間：平日 8時30分から17時まで

杉並区産業振興センター就労・経営支援係

住所：杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階